

新宮町告示第86号

令和7年第2回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年5月22日

新宮町長 桐島 光昭

1 期 日 令和7年6月5日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

江口 正明君

片岡 誠治君

温水 眞君

安武久美子君

庵原 伸一君

西 健太郎君

大牟田直人君

横大路政之君

北崎 和博君

牧野真紀子君

上畝地白馬君

松井 和行君

○6月5日に応招した議員

全員

○6月6日に応招した議員

全員

○6月9日に応招した議員

全員

○6月16日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

令和7年 第2回(定例)新 宮 町 議 会 会 議 録(第1日)

令和7年6月5日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和7年6月5日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第49号議案 専決処分について(新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第4 第50号議案 専決処分について(令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について)
- 日程第5 第51号議案 専決処分について(令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について)
- 日程第6 第52号議案 専決処分について(令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について)
- 日程第7 第53号議案 専決処分について(令和6年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について)
- 日程第8 第54号議案 専決処分について(令和6年度新宮町一般会計補正予算について)
- 日程第9 第55号議案 新宮町総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について
- 日程第10 第56号議案 新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第57号議案 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第58号議案 令和7年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第13 第59号議案 令和7年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 第60号議案 令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第15 第61号議案 令和7年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第16 第62号議案 令和7年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第17 第63号議案 令和7年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について

- 日程第18 第64号議案 令和7年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第19 第65号議案 工事請負契約の締結について（新宮東小学校給食室空調設備等改修工事）
- 日程第20 第66号議案 工事請負契約の締結について（新宮中学校体育館空調機設置等工事）
- 日程第21 第67号議案 工事請負契約の締結について（新宮東中学校体育館空調機設置等工事）
- 日程第22 第68号議案 財産の取得について（学校給食用厨房機器購入）
- 日程第23 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第24 報告第7号 令和6年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第25 報告第8号 令和6年度新宮町公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第26 報告第9号 令和6年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第27 報告第10号 令和6年度新宮町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第28 報告第11号 令和6年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第29 報告第12号 令和6年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第30 報告第13号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第31 報告第14号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第49号議案 専決処分について（新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第4 第50号議案 専決処分について（令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について）
- 日程第5 第51号議案 専決処分について（令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について）
- 日程第6 第52号議案 専決処分について（令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について）
- 日程第7 第53号議案 専決処分について（令和6年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について）

日程第 8	第54号議案	専決処分について（令和 6 年度新宮町一般会計補正予算について）
日程第 9	第55号議案	新宮町総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について
日程第10	第56号議案	新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	第57号議案	新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	第58号議案	令和 7 年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
日程第13	第59号議案	令和 7 年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第14	第60号議案	令和 7 年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第15	第61号議案	令和 7 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
日程第16	第62号議案	令和 7 年度新宮町水道事業会計補正予算について
日程第17	第63号議案	令和 7 年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
日程第18	第64号議案	令和 7 年度新宮町一般会計補正予算について
日程第19	第65号議案	工事請負契約の締結について（新宮東小学校給食室空調設備等改修工事）
日程第20	第66号議案	工事請負契約の締結について（新宮中学校体育館空調機設置等工事）
日程第21	第67号議案	工事請負契約の締結について（新宮東中学校体育館空調機設置等工事）
日程第22	第68号議案	財産の取得について（学校給食用厨房機器購入）
日程第23	請願第 1 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の要請について
日程第24	報告第 7 号	令和 6 年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第25	報告第 8 号	令和 6 年度新宮町公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
日程第26	報告第 9 号	令和 6 年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第27	報告第10号	令和 6 年度新宮町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第28	報告第11号	令和 6 年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第29	報告第12号	令和 6 年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第30	報告第13号	新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
日程第31	報告第14号	例月出納検査結果報告について

出席議員（11名）

1 番	江口 正明君	2 番	片岡 誠治君
3 番	温水 眞君	4 番	安武久美子君
5 番	庵原 伸一君	7 番	大牟田直人君
8 番	横大路政之君	9 番	北崎 和博君
10番	牧野真紀子君	11番	上畝地白馬君
12番	松井 和行君		

欠席議員（1名）

6 番 西 健太郎君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	井上 美和君	議会事務局主幹	上野 将司君
--------	--------	---------	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長	桐島 光昭君	副町長	財間 輔君
教育長	小川 隆弘君		
総務課長	森 和也君	地域協働課長	安河内正路君
政策経営課長	高木 昭典君	税務課長	末永富士美君
住民課長	藤 由香君	健康福祉課長	尾田 繁男君
子育て支援課長	山口 望美君	産業振興課長	森 真二君
環境課長	片山 勇二君	都市整備課長	稲光 豊君
上下水道課長	石丸 洋君	会計管理者	桐島 聡君
学校教育課長	桐島 貴幸君	社会教育課長	井上 和広君
代表監査委員	吉田 雅文君		

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 美和君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） ただいまから、令和7年第2回新宮町議会定例会を開会します。6番西健太郎議員より、本定例会の欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（松井 和行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、江口正明議員、2番、片岡誠治議員。事故に備えて、3番、温水眞議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定について

○議長（松井 和行君） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から6月16日までの12日間としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月16日までの12日間と決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（桐島 光昭君） 皆様、おはようございます。

本日ここに令和7年第2回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

始めに、昨日報道されました土地区画整理事業に関連する地図に、住民の方々の名字が記載された状態でホームページに掲載していたことに関しましては、私どもの事務作業における確認の不徹底により引き起こされたものと認識をいたしております。今回の事案を厳粛に受け止め、個人情報の重要性和厳格な取扱いを改めて職員に周知するとともに、今後このようなことがないよう、全所属、再発防止に努めてまいります。本町議会を通じまして、町民の皆様に深くおわび申し上げます。今後は、町民皆様の信頼回復に全力を尽くしてまいります。

さて、現在国内では物価高が深刻な問題となっております。特に、令和の米騒動と言われる米の価格高騰と品不足は深刻で、現在、国によります備蓄米の放出が行われておりますが、収

東はまだ見通せないようでございます。さらに、いわゆるトランプ関税が今後の景気の先行きを不透明化する要因となっており、国内外の経済の動向にも注意が必要と考えております。このような状況におきましても、町といたしまして、国から発信される様々な情報を逃さぬよう、新たな補助金、交付金なども有効に活用しながら事業を進めてまいり所存でございます。

また、令和7年度も、国において様々な制度改正が行われております。例えば、いわゆる育児介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の改正でございます。この看護休暇の見直しや残業免除の対象範囲の拡大、介護休暇を取得できる労働者の要件緩和などが内容となっております。また、子ども子育て支援法などの改正では、子ども未来戦略加速化プランが推進され、既に実施いたしております出産子育て応援交付金が法制度化されました。そのほかにも、プロバイダー責任制限法が情報流通プラットフォーム対処法に改められ、誹謗中傷などインターネット上の違法な情報や有害な情報に対する対処の強化が図られております。さらには、6月からは労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策が強化されております。これは主に事業者に対する義務づけではございますが、これから暑くなる季節に向け、熱中症対策は全町民の方々にも注意喚起していかなければならない課題だと考えております。このような国の制度改正につきましても、町といたしましてしっかり対応できますよう、情報を的確に捉え、対応を行ってまいります。

さて、令和7年度が始まり、2か月が経過いたしました。おおむね順調な滑り出しじゃなかったかと考えております。新型コロナウイルスの感染拡大や天候の影響により、6年ぶりの開催となりました新宮町クリーン作戦も無事終了し、多くの町民の方々にご参加いただきました。また、雨の影響はございましたが、中学校の体育会、小学校の運動会も無事実施することができました。これからは、子ども相撲大会や消防団ポンプ操法大会、7月には三月間町民のつどいなどのイベントもございます。同じく7月には、第27回参議院議員通常選挙も執行される見込みでございます。準備をしっかりと整え、全ての事業を適切に実施できるよう心がけてまいります。

特に、スマートインターチェンジに关します設置要望、新町民体育館構想及び新宮東幼稚園跡地活用など、町民の皆さんの関心が高い事業は、さらに検討を重ね、丁寧に説明を行っていく所存でございます。防災対策につきましても、これからの出水期に備えた準備も例年どおり実施いたしますとともに、先日、福岡県から発表されました海域活断層による防災アセスメント予備調査報告書にも配意し、議会のご理解、ご協力を得ながら進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、何度もこの場をお借りいたしまして申し上げてまいりましたが、令和7年度は新宮町合併70周年の年でございます。既にいくつか実施または実施中の記念事業もございます。ま

た、新たに追加する事業もございます。１年間を通じて記念事業を行うことは、新宮町の未来のためには必要不可欠と考えており、次の１０年につながるメッセージになると思っております。そのために、多くの町民の方々に記念事業に参加していただき、新宮町に住んでよかったと感じられる記念事業にできればと考えております。

それでは、本日提案しております議案は、専決処分の報告６件、条例の制定３件、令和７年度補正予算７件、契約議案４件の計２０議案、また諸報告８件となっております。なお、追加議案の予定もございます。ご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願い申し上げ、私の招集の挨拶とさせていただきます。

○議長（松井 和行君） これより議案の審議に入ります。

日程第３．第４９号議案

○議長（松井 和行君） 日程第３、第４９号議案、専決処分について。新宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（末永 富士美君） おはようございます。

第４９号議案、専決処分について。新宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてを令和７年３月３１日付で専決処分しましたので報告し、承認を求めるものでございます。

理由としまして、地方税法等の改正によるもので、記載のとおりとなっております。今回の主な改正点は、個人住民税の控除等の見直しのほか、軽自動車税種別割に係る二輪車の車両区分の見直しなどになります。次のページに、専決処分をつけております。次の１ページから６ページまでは改正条文で、７ページ以降は新旧対照表となっております。主な改正内容について、参考資料の新旧対照表でご説明をいたします。なお、法規定整備等による条ずれ、項ずれ、字句、改正等につきましては省略をさせていただきます。

それでは、７ページをお願いいたします。第１８条は、公示の方法について、現在の掲示場に掲示することに加えて、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う規定の整備をするものでございます。第３４条の２につきましては、法改正に合わせて、特定親族特別控除額を追加するものでございます。１番下、第３６条の２及び次の８ページ下段の第３６条の３の２、次のページ、９ページ中段の第３６条の３の３につきましても、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、各種申告の規定等の整備をするものでございます。１ページ進めいただきまして、１０ページ、第８２条は令和７年１１月から新たな排ガス規制が適用されることに伴い、原動機付自転車の税率区分の整備をするものでございます。その下、第８９条

及び2ページ進めていただきまして、12ページの第139条の3、第147条につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に合わせて、規定の整備をするものでございます。1ページ戻りまして、11ページ、第90条でございます。こちらは、道路交通法の改正に伴い、マイナンバーカードと運転免許証が一体化となった、いわゆるマイナ免許証の運用開始を受けまして、減免申請手続における運転免許証の提示について、規定の整備をするものでございます。1ページ、進めていただきまして12ページ、1番下の附則でございます。次の13ページ中段、附則第10条の3は、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を法改正に合わせて新設するものでございます。同じく13ページ、附則第10条の4及び2ページ進めていただきまして、15ページ、附則第10条の5の固定資産税の特例規定につきましては、法改正に合わせて規定を削除するものでございます。2ページ進めていただきまして、17ページ1番下から次の18、19ページにかけての附則第16条の2の2につきましては、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例を法改正に合わせて新設するものでございます。施行の時期につきましては、原則令和7年4月1日施行となります。なお、改正条文は割愛とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第49号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第49号議案は原案のとおり承認されました。

日程第4. 第50号議案

○議長（松井 和行君） 日程第4、第50号議案、専決処分について。令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） おはようございます。

第50号議案、専決処分について説明いたします。

令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について、令和7年3月31日付で専決処分しましたので報告し、承認を求めるものでございます。

理由といたしましては、記載のとおりでございます。次のページに専決処分書を添付しております。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ483万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億560万円とするものでございます。

内容につきまして、歳出より説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目事務費は、国庫補助金の確定による財源更正でございます。1款2項1目事業費は、事業費の確定により減額するものです。内容としまして、8節旅費は、入渠整備を福岡市内の事業者で実施したための減ですね。それから、10節需用費につきましては、燃料費の軽油を平均単価が見込みより8円20銭安く、また使用料が5,200リットル少なく、21万2,350リットルの給油となったための減です。13節使用料及び賃借料についてです。入渠整備時の代船が見込みより10日間短い、合計38日間の備船となったための減額となっております。

歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。1款1項1目事業収入、1節渡船料金は、令和6年度乗船客数が全体で約19万4,000人となり、その実績により増額するものでございます。4節手荷物料金、5節小荷物料金、6節貨物運賃は、実績により減額するものでございます。2款1項1目渡船事業国庫補助金につきましては、令和5年10月から令和6年9月の間の補助金の確定により増額するものでございます。4款1項1目一般会計繰入金は収支調整でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。1番バッテリーでちょっと質問させていただきます。今の説明ちょっとあったんですけどね。この国の補助金ね。これがもともと5,050万円ぐらいですか、アバウトで。7,100万円というふうに大幅に1,600万円近く増えてる。これはありがたい話ですけど、この原因は何かということが1つ。それから、これは3月の予算会議のときにも何回か質疑しましたけどね。一般会計からの繰入金というのが、これ今マイナスしますんで3,300万円になっていますね、いいことですけど。もともとの予算が9,200万円という非常に過大と言ったらいかんけど、大量の金額を計上してるんですよ。船体の修繕料とか、定期的に5年に1回をやりますよね。そういうのを除いて、実際にこの年間でいくらぐらい、1億いくらかという形でしょうけど、いくらぐらいの金額が、要するに予算として提出されるのが妥当な金額なのかということが1つ。その2つがちょっと聞きたい。だから、平時のそういう何もイレギュラーなことがないときの歳出金額というのは、大体どのぐらいが妥当かということですね。今言われた歳入についても乗客も19万4,000人、この前言われたのは18万9,000人ぐらいと言ってましたんで、5,000人ぐらい増えてるじゃないで

すか。だから、実際にこの前も言ったように、コロナ前みたいに一般会計からの持ち出しをゼロにするためには、こういった方策が必要なのかっていうのを来年の予算から、今回はいいですよ。考えとってほしいということが言いたいことです。

以上です。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。まず、国庫補助金についてですけども、国庫補助金につきましては事業開始前にその年度の細かい計算をしまして国に申請して、その中といいますか、それにより国の交付決定がございます。そこに詳細な内訳というものはございませんので、こちらの出した金額のうちの交付決定と国庫補助金ということになります。実際事業が終わりまして、そのあと実際に要した費用を計算して、実績報告として提出します。その後に、いろいろやりとりがございまして、最終的に決定した後に国の確定する国庫補助金が確定するという流れになっておりまして、そこにつきましても細かい数字で、何が積み上がってこの金額になったというものは示されません。ですので、ここはもう感覚としては、国の予算の範囲であるのかなということで考えております。それから、一般会計繰入金についてですけども、以前からよくお話はいただいておりますけども、この一般会計繰入金の適切なというか、どの程度かというところですけども、ここはやはりその年によって費用の増減もございますし、先ほど定期検査の分をおっしゃっておられますけども、定期検査につきましても5年に1回、そこら辺を除いてということですけども、そこら辺を除いてもその年によってやはり整備内容とかも変わってきますし、機械の故障といいますか、必要な整備とかも増えてまいります。船ももう10年経っておりますので、当初の5年よりかは、整備内容も増えてきているところでございますし、今後もまだまだ増えていくというところを船員のほうとも打合せをしております。ですので、ここはどのぐらいが適当なのかというのは、非常に難しいところでございますけども、おっしゃいますように費用の全体費用の抑制ですとか、必要な部分については当然、支出していかないといけないんですけども、全体的に見て抑えられるところは抑えて、一般会計の繰入金を抑えていくというようなことは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。今、国の件はもう十分プラス要因なんで理解しとるんですけども、定期修繕、これは見ると1,000万円ぐらいじゃないですか、大体ね。平均凸凹ありますよ。だから、要はこれ税金を預かっているわけだから、一般会計から繰り出すということになると、他にもいろいろやりたい事業があると思うので、課長の範疇の中でできるだけ締めるっていうの、シビアに計算をしてもらってやってもらったほうが、無駄な歳出と言った

ら失礼だけど、ということが少なくなると思うので、今回はちょっといいとしても令和8年度からの予算については、よりシビアに見てもらって、プラスのものはプラスしたらいと思うんですよ。やっぱり航海の安全とか、そういうのは十分必要なんで、ということでお願いしたいというふうに思っています。よろしく。

○議長（松井 和行君） 答弁は要りますか。よろしいですか。はい。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第50号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第50号議案は原案のとおり承認されました。

日程第5. 第51号議案

○議長（松井 和行君） 日程第5、第51号議案、専決処分について。令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第51号議案、専決処分について説明いたします。

令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、令和7年3月31日付で専決処分しましたので報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ2億4,847万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,700万1,000円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、そのほとんどが事業費の確定に伴います減額補正、国県支出金等の確定に伴います財源補正となっております。

内容について説明いたします。14、15ページをお願いいたします。1款1項総務管理費、2款1項療養諸費、同じく2項高額療養費、次の16、17ページでございます。3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭諸費、6項傷病手当金、次の18、19ページをお願いします。3項1項医療費給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分、4款1項特定健康診査等事業費、次の20、21ページをお願いします。2項保健事業費、5款1項償還金及び還付加算金、以上でございます。3款と4款2項につきましては、国県支出金の確定による財源内訳の変更のみを行っております。その他のものにつきましては、それぞれの実績が見込みより少なかったことによる減額になります。特定財源につきましては、県の普通交付金は減額、

特別交付金によるものは増額を行い、その他のものにつきましては一般会計繰入金で調整を行っております。続きまして、歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、当初見込みより現年課税分の収入が多かったため増額となっております。4款1項県補助金につきましては、支出の減に伴う交付金の減額となります。10、11ページをお願いいたします。7款諸収入につきましては、当初見込みより収入が少なかったことによる減額となります。また、5款1項1目一般会計繰入金で収支調整をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第51号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第51号議案は原案のとおり承認されました。

日程第6. 第52号議案

○議長（松井 和行君） 日程第6、第52号議案、専決処分について。令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第52号議案、専決処分について説明いたします。

令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、令和7年3月31日付で専決処分しましたので報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ125万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,701万7,000円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、そのほとんどが事業費の確定に伴うものでございます。内容について説明いたします。10、11ページをお願いいたします。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、町が広域連合に納付する保険料等負担金の額が確定したことによる増額となっております。続きまして、歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、当初見込みより普通徴収保険料現年課税分の収入が多かったため増額となっております。また、3款1項1目一般会計繰入金で収支調整をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第52号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第52号議案は原案のとおり承認されました。

日程第7. 第53号議案

○議長（松井 和行君） 日程第7、第53号議案、専決処分について。令和6年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。第53号議案、専決処分について。令和6年度相島診療所事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。1ページをお願いいたします。歳入歳出の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ234万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,841万6,000円とするものでございます。それでは、はじめに歳出について説明をさせていただきます。10、11ページをお願いいたします。はい。1款1項1目の一般管理費についてです。8節旅費から13節使用料及び賃借料までの記載の節の減額については、それぞれの事業の確定によるものでございます。1款2項1目の研究研修費についてです。8節の旅費が減となっておりますのは、令和6年度において診療所医師の県外の学会等への必要がなかったことによるものでございます。はい。それでは、2款1項の医業費についてでございます。1目医療用機械器具費が減となっておりますのは、年度途中で超音波診断装置、いわゆるエコーを更新したため、更新後の年度内は保守料の支払いが不要となったことによるものです。2目の医療用衛生材料費が減となっておりますのは、医薬材料費の事業の確定によるものでございます。以上で、歳出の説明を終わります。続きまして、歳入の説明をさせていただきます。8、9ページをお願いいたします。1款1項1目総務使用料についてでございます。2節診療報酬外使用料が増となっておりますのは、保険対象外の予防接種などの使用料収入が当初見込みより多かったことによるものです。2款1項1目診療所運営費補助金

が減となっておりますのは、令和6年度、国におけるへき地医療施設への補助申請が予想額を大きく超過したことにより、全国一律に減額調整された上で交付決定となったことによるものでございます。3款1項1目の一般会計繰入金は、収支調整により増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第53号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第53号議案は原案のとおり承認されました。

日程第8. 第54号議案

○議長（松井 和行君） 日程第8、第54号議案、専決処分について。令和6年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） おはようございます。

第54号議案、専決処分について。令和6年度新宮町一般会計補正予算について、令和7年3月31日付で専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。

理由といたしましては、令和6年度の国庫支出金等が確定したことなどのため、令和6年度新宮町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

2枚目に専決処分書を添付しております。1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億8,653万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億4,699万1,000円とするものでございます。第2条、繰越明許費の補正について説明いたします。7ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正は、変更分といたしまして、小学校費、施設整備工事費において新宮小学校受水槽更新及び中学校費、新宮東中学校武道場空調機設置事業の令和6年度執行額の増に伴い減額となっております。今回の歳入歳出補正予算につきましては、各事業費の確定などに伴う減額補正、国庫支出金の確定に伴います財源更正となっておりますので、これらの説明につきましては省略させていただきます。また、今回、補正に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及びふるさと応援基金充当事業一覧を配付いたしてお

りますので、ご参照ください。

まず、歳出についてです。40、41ページをお願いいたします。2款1項1目12節ふるさと納税事業委託料及び13節ポータルサイト使用料について、ふるさと納税の寄附額が見込みよりも少なかったため、それぞれ減額。飛びまして、62、63ページをお願いいたします。10款5項1目19節施設型給付費の減は、想定単価及び児童数が見込みよりも少なかったための減額です。66、67ページをお願いいたします。13款3項基金費でございます。1目減債基金費から6目宿泊税交付金基金費まで、それぞれに利子積立金を計上するとともに、2目財政調整基金費に今後の町財政の健全運営に資するため、6億円を計上し、4目ふるさと応援基金費をふるさと寄附金の見込み減に伴い、1億2,500万円を減額するものでございます。

次に、歳入予算の主なものについて説明いたします。なお、地方譲与税、国庫支出金及び県支出金などにつきましては、金額の確定に伴う補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。12、13ページをお願いいたします。1款町税は、実績見込みによりまして、1項町民税、2項固定資産税をそれぞれ増額いたしております。少し飛びまして、18、19ページをお願いいたします。10款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は、固定資産税の特例措置による地方団体の減収を補填するため交付されるもので、額の確定により計上するものです。飛びまして34、35ページ。18款1項1目一般寄附金は、実績見込みを踏まえ、ふるさと寄附金を2億5,000万円減額するものです。36、37ページ。19款1項2目財政調整基金繰入金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上、また、町税、地方消費税交付金ほか各種交付金など、増額計上により全額を基金に積み戻しております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 2つあるんですけどね。1つは、ふるさと寄附金の件ですけど、これ数字を集計するとね。町の収入というか益率っていうの、要は寄附金があつて経費を差引いたのが歳入とすれば、19億3,000万円ぐらいになってるんですね。益率で、普通50とすればが妥当だと思うんですけど、51.38ということで、これ悪い意味で言っとるんじゃないですよ、いいんですけど、公金システムの使用料というのが、これ、ここに前回3月の3日に260万円出てますけど、マイナスですよ。これは最終のこの結果だと思うんですけど、これは全く計上がないんですけど、この金額が最終結果ですかということが1つです。もう1つは、さっき今政策経営課長がおっしゃったけど、要は児童手当、それから施設型給付費、これの計上が児童数を想定よりもマイナスになっているというふうな軽い表現やったけど、実

際、民生費のところで民生費と教育費とあわせて歳入で2億2,400万円、歳出で細かいことは別に答えなくていいですから、2億8,700万円あるんですよ。要は、歳入歳出ともに、だいたい2つの項目で50パーぐらいあるんですよ、マイナス要因が。私が言いたいのは、この前の予算委員会のときも言いましたけど、児童数をもっと厳密にとは言いませんけど、ある程度、見積りをきちっとしてもらわないと困ると。児童数で、この前聞いた数字でいくと、5掛けなんですよ。月に670人ぐらい、要は計上しているんです。ところが実際は、これ319人ということですから、5掛けぐらいなんですよ。だから、今このことはもう7年度はいいんですけど、6年度、7年度はいいんですけど、8年度に予算組むときに、今から今6月ですから9月か10月ぐらいから、そのたたき台をつくっていかれると思うので、よりこの児童数をシビアというか、ある程度、想定される部分でやってほしいということの要望です。

以上です。

○議長（松井 和行君） まず、ふるさと寄附金。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。

公金システムの利用料についてのお尋ねでしたけれども、今回の専決の補正予算の中には入ってはありません。はい。今回の補正予算には入ってありませんので、それまでの予算の範囲で対応できているということになります。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） ということは、7、8月にまだ今動きますよね。これ7月もしくは8月に、公金システムの利用料というのが新たに令和6年度分が出てくるのかということと言ってるんです。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。公金システム利用料につきましては、年度ごとに利用された金額に応じて支払いますので、6年度分についてはもう出てきません。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 最終結果ということでいいんですね、そしたら。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えいたします。

6年度予算と同額ということではないとは思いますが、若干の不用が出てくるかもしれませんが、その金額はすみません、ちょっと手元に資料がないので、6年度予算の範囲内で支出のほうはできたということになります。

○議長（松井 和行君） 次に2問目、山口課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） はい。先ほどの見込みについてですけれども、令和6年度につきましては、博多東幼稚園が開園2年目ということで、どのぐらい増えるか分からないということであまりと多めに見過ぎたということは、担当者のほうからも聞いておりますので、次年度以降、用心して予算をつけたと思います。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 6年、7年のことはもういいんですけど、今7年なんで来年度予算を組むときには、もうちょっとニアな数字でお願いしますということだけ言っときます。

○議長（松井 和行君） 答弁はよろしいですね。はい。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第54号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第54号議案は原案のとおり承認されました。

日程第9. 第55号議案

○議長（松井 和行君） 日程第9、第55号議案、新宮町総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 第55号議案、新宮町総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、新宮町総合計画と新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴い、審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、新宮町総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

本条例につきましては、総合計画に総合戦略を織り込むことで一体化を図り、双方の進捗管理の簡素化、効率化などを目的に実施するものでございます。1ページをお願いいたします。第1条は審議会の設置について、第2条は所掌事項、第3条は組織についてで、現在、新宮町総合計画審議会委員は10人、新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会は、新宮町総合計画審議会の委員10人を含む16人で運営が行われていますが、本条例におきましては、町長が任命する委員16人以内で組織するもので、内訳として第1号、識見を有する者、第2号、町長が必要と認める関係機関の職員、第3号、町内に住所を有する者などで組織しております。

第4条、委員の任期については2年としております。第5条は会長の選任、役割等について。次のページお願いいたします。第6条は会議の運営について、第7条は委任について定めるものです。附則といたしまして、第1項、この条例は公布の日から施行します。第2項第1号、新宮町総合計画審議会条例、第2号、新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例は廃止とします。第3項、招集の特例といたしまして、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） お尋ねします。今の説明からすると、総合計画の中に、端折って言うと、総合戦略を一体化するというところに意味がよく理解しづらいんですが、要するにその総合戦略としてあったものは、どこに存在するようになるんですか、これが一体化したことによって、その戦略自体はどこに存在するんですか。それをご説明ください。

○議長（松井 和行君） 政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） はい。総合計画の中に織り込むということで説明のほうをさせていただきました。やり方としては、総合戦略をそのものの項目をつくるかどうかというところを議論するところがございますけれども、かなり重複しているところが内容的にございますので、その点について同じ項目については同じようなところでKPI等を定めていくというところを変更していくと。かなり簡素化になるかと、事務的には簡素化になると思いますけれども、そういった目的で今回、統合するというところで計画しております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。そうしますと、ちょっと言葉が難しいんですけど、要するに存在自体は総合計画の中にありますと、しかしながら単独としてはないと。仮に、そういう状況が発生したときに、例えば総合戦略に合わせて国の交付金を申請したり、申請するために必要になる計画があったりというようなことが過去ありましたですね。これはどういうふうになるんですか。

○議長（松井 和行君） 政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） はい。こちらにつきましては、今、国もいろいろとこの地方創生については議論されているところがございます、変更される可能性があるというところがございます。これにつきましては、その都度、見直しなり加除作成、加除修正等を行いながら、この国に合わせた、そして町独自の政策等をできるような形に盛り込んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 3回目なんで、ものすごく分かりにくいっていうか、要するに出たところ勝負みたいな説明に聞こえるんですよね。国がこうやれば、それに合わせてまた新たに対応を決めますと、極端に言うと、今慌てて統合する必要性があるのか、ないのか。今の説明を聞くと、もっと国の動きを見ながら、いずれは統合するとしても今慌ててする必要ないんじゃないかなというような説明で聞こえるんですが、その辺の計画、戦略はどのようにお考えですか。

○議長（松井 和行君） 政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） はい。この一体化というのは、実はもう国のほうからもそういう指示というか、大丈夫ですということで、そういう指針が示されておりますので、それに基づいて今、福岡県とか、そういったところも既に統合しております。それに伴って、おそらくそれはもう事務の簡素化等も目的ということが大きな課題になっているということでございましたので、それを解消するために、こういう重複したものを1つに統合していくというところで、計画の中で戦略を盛り込むということで進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（松井 和行君） はい、横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 国がそういう方針を示してるんだと、それを先に言ってくれば、この質問は必要なかったんですよね。だから、やっぱり現実的に町がこういう方向性で進むということそのものに、僕はクエスチョンマークをつけてるわけじゃなくて、国との整合性がとれるんですかということを聞いたかったわけですよ。だから、このことは特にやっぱりそういう国の方向性があるんだったら、先に説明してください。これは、答弁要りませんので、よろしくどうぞ。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。ありませんか。ここで質疑を打ち切り、第55号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第50号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。庵原委員長、よろしくお願いいたします。

○議長（松井 和行君） ここで、10時40分まで休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時40分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10. 第56号議案

○議長（松井 和行君） 日程第10、第56号議案、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（石丸 洋君） 第56号議案、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

理由といたしまして、災害その他非常時において、復旧のための給水工事を町長が指定した給水装置工事業者が実施困難である場合、他の水道事業者が指定した給水装置工事業者による給水工事を実施可能にするため、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものであります。

1ページをお願いします。第1条、新宮町水道条例、第8条第1項に次のただし書を加える。ただし、災害その他非常時において、町長が他の市町村長または他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認められたときは、この限りではない。第2条、新宮町簡易水道条例、第8条第1項に次のただし書きを加える。ただし、災害その他非常時において、町長が他の市町村長または他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認められるときは、この限りではない。附則としましては、この条例は公布の日から施行するものとします。最後に参考資料として、2ページに新旧対照表をつけております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第56号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第56号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第57号議案

○議長（松井 和行君） 日程第11、第57号議案、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例及び新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） 第57号議案、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

理由といたしまして、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

まず、今回の改正の趣旨と概要について説明をさせていただきます。今回、条例改正する条例で基準を定めております家庭的保育事業等と申しますのが、地域の実情に合わせて0から2歳児を小規模で保育するという事業になるんですが、そのため利用している乳幼児の保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供終了後の満3歳以上の児童に、必要な保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う保育所、幼稚園、または認定こども園といった連携施設を適切に確保しなければならないこととなっております。しかしながら、この制度が施行されて10年目の令和6年度におきましても、連携施設の確保が困難であるという状況を背景といたしまして、今回、内閣府令で次の3点についての改正が行われました。まず、連携施設を確保しないでおくことができる経過措置期間を令和12年3月31日まで延長すること。次に、家庭的保育事業者が確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については保育所、幼稚園、または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とするということ。3点目につきましては、同じく連携協力項目のうち代替保育につきましては、市町村長が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合については、連携施設を不要とすることを可能とするということについてです。なお現在、町内に今回の改正を受ける事業者はないということを先に申し添えておきます。それでは、改正の内容新旧対照表にて、主なものを説明したいと思います。5ページをお願いします。全体を通して内閣府令に定める基準と同じになるように表現をそろえて、項の追加等がございますので、項番号の変更や引用を改める改正を行っております。5ページの下から3行目の第7条、第1項、第1号では、この後追加される第2項中で、この第1号で規定する支援の意味で、保育内容支援という言葉を用いますので、その定義をここで規定をしております。6ページをお願い

します。新たに第2項、第3項を追加して、保育内容支援について基準を緩和する要件と保育所、幼稚園、または認定こども園以外の保育を提供する事業者からも確保することを可能とするということをこちらで規定しております。6ページ下段から7ページにかけての第4項は、現在の第2項改めたもので、代替保育に係る連携施設について、第1号において連携の対象施設を緩和する要件を、第2号で町長が必要な措置を講じてもお連携先の確保が著しく困難であると認める場合には、連携施設の確保を要しないことを規定しております。8ページをお願いします。附則の第3条、連携施設に関する経過措置ですが、連携施設の設定が進んでいない現状を踏まえて、令和12年3月31日までの経過措置を設定するものとなっております。続いて、新宮町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてですが、改正の趣旨は家庭的保育事業等と全く同じでございますので、こちらも全体を通して、項の追加等による項ずれなどの訂正と引用を改める改正を行っております。追加した第42条、第2項、第3項で保育内容支援、第4項、第5項で代替保育の緩和要件とその内容について規定し、附則において経過措置を設定しております。戻りまして、4ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第57号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第57号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12、第58号議案

○議長（松井 和行君） 日程第12、第58号議案、令和7年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第58号議案、令和7年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ73万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,318万円とするものでございます。内容について説明いたします。10、11ページをお願いいたし

ます。１款１項１目事務費は、４月１日付人事異動に伴い、職員の人件費を減額するものでございます。１２ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。歳入について説明いたします。８、９ページをお願いいたします。４款１項１目一般会計繰入金で収支調整を行うものです。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第５８号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１０名、挙手しない者０名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第５８号議案は原案のとおり可決されました。

日程第１３．第５９号議案

○議長（松井 和行君） 日程第１３、第５９号議案、令和７年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第５９号議案、令和７年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について説明いたします。

１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ６８９万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２４億７,２７０万３,０００円とするものでございます。歳出について説明いたします。１０、１１ページをお願いいたします。１款１項１目一般管理費につきましては、４月の人事異動に伴う人件費と、１０節にマイナンバーカードと保険証の一体化周知チラシ印刷費を、１２節国保事務電算委託料で資格確認書等の印刷委託料と特別調整交付金申請事務手数料の追加補正、システム改修委託料で子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費の追加補正を行っております。４款１項１目特定健康診査等事業費につきましては、パートタイム会計年度任用職員に係る費用を減額しております。１２、１３ページに給与費明細書を添付しております。歳入について説明いたします。８、９ページをお願いいたします。４款１項１目一般会計繰入金、２節職員給与費等繰入金、７節その他一般会計繰入金は収支調整となっております。７款１項１目総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードと保険証の一体化周知チラシ印刷費用の特定財源となり、子ども・子育て支援事業費補助金は、システム改修

費の特定財源となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第59号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第59号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第60号議案

○議長（松井 和行君） 日程第14、第60号議案、令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第60号議案、令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ120万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,704万7,000円とするものでございます。歳出について説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、4月の人事異動に伴う人件費と、12節システム改修委託料に子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費の追加補正を行っております。12、13ページに給与費明細書を添付しております。歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。3款1項1目一般会計繰入金、2節一般会計繰入金は収支調整となっております。6款1項1目総務費国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金は、システム改修費の特定財源となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第60号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第60号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 15. 第 61 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 15、第 61 号議案、令和 7 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。第 61 号議案、令和 7 年度相島診療所事業特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,940 万 9,000 円とするものです。はじめに歳出について、説明をさせていただきます。10、11 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目の一般管理費は、診療所に関わる人件費や管理運営にかかる費用でございます。補正予算の主なものといたしましては、福岡県から派遣を受けている診療医師の交代によるものです。現任の津田医師が産前休暇取得により、6 月 1 日から新たに池田医師が赴任することとなりました。なお、池田医師については福岡市内から相島へ通勤されることとなるため、必要な通勤手当を新たに計上しております。2 項 1 目研究研修費において、医師の交代に伴い、各種医師会へ負担金の支払いが必要となるため、負担金補助及び交付金を増額補正しております。はい。以上で、歳出の説明を終わります。続きまして、歳入の説明について、詳細について説明をさせていただきます。8、9 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目の一般会計繰入金は、収支調整により増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 61 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 10 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 61 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 16. 第 62 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 16、第 62 号議案、令和 7 年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（石丸 洋君） 第62号議案、令和7年度新宮町水道事業会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いします。収益的支出、第2条、令和7年度水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款水道事業費用は、補正予算額207万4,000円を増額し、合計の7億9,685万4,000円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものです。職員給与費207万4,000円を増額し、合計の8,159万円とするものです。8ページ、9ページ、新宮町水道事業会計補正予算説明書をお願いします。支出について説明いたします。1款1項3目総係費の給料及び手当につきましては、4月の人事異動及びフルタイム会計年度任用職員に関するものの増額でございます。最後に、4ページから6ページにかけて給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第62号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第62号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第63号議案

○議長（松井 和行君） 日程第17、第63号議案、令和7年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（石丸 洋君） 第63号議案、令和7年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いします。収益的支出、第2条、令和7年度公共下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款下水道事業費用は、補正予算額51万4,000円を増額し、合計の9億9,336万9,000円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。第3条、予

算第10条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものです。職員給与費51万4,000円を増額し、合計の5,580万4,000円とするものです。8ページ、9ページ、新宮町公共下水道事業会計補正予算説明書をお願いします。支出について説明いたします。1款1項4目総係費の給料、手当、賞与引当金繰入額につきましては、人事異動等に伴う増額でございます。最後に4ページから6ページにかけて、給与明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第63号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第63号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 第64号議案

○議長（松井 和行君） 日程第18、第64号議案令和8年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 第64号議案、令和7年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,226万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億8,160万2,000円とするものでございます。第2条、債務負担行為の補正及び第3条、地方債の補正につきましては、5ページをお願いいたします。第2表、負担行為補正は、追加といたしまして「島の駅あいのしま」及び「こみんかみかん」の指定管理者管理委託料を計上しています。現在、特例選定で実施した両施設の指定管理について、次期は公募により実施する予定のため計上するものです。期間、限度額については記載のとおりでございます。第3表、地方債補正は、追加として2事業を計上しています。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりです。デジタル活用推進事業として窓口支援システム導入の財源に充てるため、また、J-A L E R T受信機更新に伴う防災行政無線施設システム改修事業の財源として予定をしているものでございます。それでは、歳

出の説明をいたします。今回の補正予算は、主に4月1日付で実施された人事異動及び会計年度任用職員の採用等に伴うものになりますので、それらに伴う人件費に関する説明は省略させていただきます。また、ふるさと応援基金の充当一覧を配付しておりますので、ご参照ください。

それでは、歳出から説明いたします。16、17ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費、7節記念品代、10節消耗品費、印刷製本費は、名誉町民に対する名誉町民章、略章、証書及びその額縁を準備するため計上するものです。7目電算管理費、12節システム開発保守委託料、システム導入委託料は、システム標準化に伴い、新たな窓口支援システムを導入するための費用となっております。18節県自治体情報セキュリティ対策協議会運用負担金は、当該協議会を通じて提供されるメールに関するフィルター及び無害化サービスを追加することによる負担金の増額計上でございます。特定財源といたしまして、先ほど地方債の補正で説明いたしました22款1項1目2節デジタル活用推進事業債を充当しています。18、19ページをお願いいたします。2項2目賦課徴収費、12節eLTAX審査システムサービス提供業務委託料は、税務課に配備しているパソコンの更新に伴い、地方税電子申告システムを改めてセットアップする必要があるため、その費用を計上するものです。18節軽自動車税環境性能割徴収取扱負担金は、令和6年度の環境性能割の徴収実績確定に伴い、当該負担金が不足する見込みとなったため計上するものです。20、21ページ。3項1目戸籍住民基本台帳費、12節本人確認証書裏書印字システム保守委託料、17節事務用備品購入費は、本人確認証書の裏書を印字するための備品及び当該システムの保守の費用を計上したもの、システム更新委託料は、戸籍システム更新に伴い、住基ネットとの連携を確認する必要があるため委託料を計上するもので、特定財源として15款2項1目4節マイナンバーカード交付事務費補助金を充当するものです。4項3目参議院議員選挙費、1節投開票管理者等報酬は、3年ごとの国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の見直しに伴い、費用が増額となったため計上するものです。13節投票所借上料は、新宮区公民館を第1投票所として借り上げるための費用を増額計上するものでございます。24、25ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費、27節国民健康保険特別会計繰出金は、当該特別会計への繰出金で増額計上しております。26、27ページ。9目後期高齢者医療対策費、27節後期高齢者医療特別会計繰出金は、当該特別会計への繰出金で減額計上となっております。28、29ページ。2項1目児童福祉総務費、18節特定教育・保育施設等物価高騰対策費補助金は、特定教育・保育施設等に対する給食費支援に係る費用で、県補助と合わせて実施するものです。特定財源といたしまして、16款2項2目5節保育所等給食支援費補助金を充当いたします。4目シーオーレ新宮管理費、12節施設維持管理委託料につきましては、3年に1度の屋内消火栓ホース耐

圧試験を実施するためのものです。30、31ページ。4款1項1目保健衛生総務費、27節相島診療所事業特別会計繰出金は、当該特別会計への繰出金で増額計上しております。34、35ページをお願いいたします。7款1項2目商工業振興費、18節商工会運営補助金につきましては、合併70周年記念事業といたしまして、バル事業を商工会が実施されることに伴う補助金の増額計上です。3目観光費、12節観光情報誌作成委託料につきましては、九州オルレ福岡・新宮コースのルート変更に伴い、観光情報誌を更新するもので、コースの認定に時間を要しているため、令和6年度に計上した予算を減額し、その分を今回計上しております。少し飛びまして、38、39ページをお願いいたします。9款1項2目非常備消防費、7節消防団員退職者報償金につきましては、令和6年度の退団者確定に伴い、当該報償金が不足する見込みになったため計上しております。特定財源として、21款5項3目1節消防団員退職報償金を充当しています。4目防災費、10節修繕料は、湊川の湊井堰に不具合が生じた際の修繕費用として、12節防災行政無線施設システム改修委託料は、地方債の補正で説明した事業実施のための計上で、特定財源として、22款1項6目1節防災事業債を充当しています。40、41ページ。10款1項2目事務局費、11節インターネット料金及び14節施設整備工事費は、校務支援システム接続用ネットワークを役場事務所に構築するための工事費用と構築後の通信費用を計上するものです。42、43ページ。2項10目新宮北小学校管理費、13節コピー使用料は、レントリース料をコピー使用料から流用したものを補填するものです。3項3目新宮中学校教育振興費、17節教育振興用備品購入費は、体育館空調機設置工事に伴い、授業や部活動に大きな支障をきたしているため、移動式バスケットゴールを購入するものです。46、47ページ。6項10目そぴあしんぐう管理費は、特定財源として、18款1項2目1節企業版ふるさと寄附金を充当することに伴う財源更正です。7項1目保健体育総務費、10節消耗品費は、スポーツ推進委員の交代に伴い、同委員用のジャージの購入費を計上するものです。3目体育施設費、14節運動施設整備工事費は、杜の宮テニスコートの人工芝全面張替え工事のためのもので、特定財源として、19款1項3目1節ふるさと応援基金繰入金及び21款5項3目1節スポーツ振興くじ助成金を充当するものです。48、49ページ。13款1項1目繰出金、27節渡船事業特別会計繰出金は、当該特別会計への繰出金で減額計上しています。

次に歳入について説明いたします。歳出説明時に説明したものは省略させていただきます。戻りまして10、11ページをお願いいたします。15款2項1目4節社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、当初予算で計上していた2款3項1目12節のシステム改修委託料が補助対象となったため計上するものです。16款2項8目1節市町村立学校学習指導員等配置事業補助金は、県に学習支援員に対する補助制度があったため、10款2項4目新

宮小学校管理費、8目新宮東小学校管理費、10目新宮北小学校管理費、3項2目新宮中学校管理費にそれぞれ充当しています。19款1項2目1節財政調整基金繰入金、1,921万2,000円で収支調整をいたしております。なお、50ページ以降に給与費明細書をつけておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 3点あるんですけど、42、43ページの新宮中学校の教育振興費のバスケットゴールなんですけど、これは新宮中学校の体育館なのか、町民体育館のほうなのか、どちらかを教えてください。それと、あとちょっと聞き逃したのでもう1回説明してほしいんですけど、46、47ページの運動施設整備工事費の杜の宮グラウンドの全面張替え、どこの話かなというのがちょっとよく分からなかったので教えてください。あともう1点が、歳入のほうの10、11ページの16款2項県補助金の8目ですかね。16款2項8目1節の市町村立学校学習指導員等配置事業補助金というのは、これは新しく入った補助金なんですか。それとも、昔からあった補助金で、今まではもらってたんですかね。この辺を含めてお願いします。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。はじめに、10款3項3目の中学校の振興費の分の教育振興用備品購入費の増額分でございますが、こちらにつきましては、体育館それぞれ新宮中学校、東中学校の体育館のほうの空調工事によりまして、体育館の使用がもう制限されているというところで、今回この移動式バスケットゴールにつきましては、町民体育館のほうに置かせていただいて、あと部活動、事業等を反面使ったりだとか、そういった形になりますので、移動式という形でセット購入させてもらう予定でございます。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 社会教育課長。

○社会教育課長（井上 和広君） お答えいたします。

今回の工事につきましては、杜の宮テニスコートの人工芝全面張替えという工事になっております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。歳入のほうの16款2項8目の県の補助金の絡みなんですけども、こちらは以前はコロナの時期に関して利用させていただいておりましたけども、それ以降は使っていなかった状態でございます。今回新たに学習指導員を配置を補うための補

助ということで活用させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 5ページ、債務負担行為のところなんですけども、8年度から要は相島とこみんかみかんの指定管理の部分なんですけど、これ5年間なんですけど、これ長期契約をするメリットってあるんでしょうか。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。こみんかみかんと相島の島の駅についてなんですけども、どのくらいの期間が適当かというところはございますけども、やはりある程度長い期間で運用していただいたほうが、事業としては十分取り組んでいけるのかなというところで考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） これ中身は、もうほぼ人件費なんですね、多分。ほぼ人件費ですよ、これ。こみんかみかんもいろいろ今後の在り方とか、そういったのを多分検討もしてるし、今、いろいろ課としてもいろんなこれからのことを事業についてやってると思うんですね。島の駅にしても、今後の展開によってはいろんなやり方、方法は変わってくると思うんですね。そういった意味でいうと、もう単年度契約にしまして、これ多分あれでしょ、特例ですから例のところがされるんですよ、多分、ちょっと分からないですけどね。だから、もう単年度で契約しまして、今後柔軟に対応できるようなことにしたほうがいいんじゃないんですかね。どうでしょう。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。今回、ここに債務負担行為として計上しておりますのは、今回、今年度プロポーザルで事業者のほうを選考したいということで考えております。ですので、当然そこには現在、契約、協定を結んでおりますおもてなし協会も参加していただけるのではないかと思いますし、別にもっとその施設を活用して何かしたいとおっしゃられる事業者さんもあれば、そういったところも含めて検討していきたいと考えております。確かに、単年度のほうが良いという場合もあるかとは思いますが、もし新しい事業者の方を募集するときに、単年度、1年間ですよということにすると、逆にちょっと新しく参入される事業者さんにとっては、そこがどうかと、もう長い期間のほうがやりやすいという場合もあるかと思しますので、今、5年間で債務負担行為は組んでおりますけども、この期間は今5年で決定しているというものではございません。ですので、どのくらいの期間が適当かというところは、ま

だ検討の余地はございますので、検討はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。これ予算のときに説明があったんですかね、ちょっと私が聞き漏らしてたんですけども、プロポーザルでやって、今現在しているところも含めて提案をしてもらって、その中で選定していくということなんでしょう。そしたらですよ。島の駅は置いといても、こみんかみかんっていうのは、要はプロポーザルをする上で町の方針っていうか、こういう施設にしてくださいというふうな提案、町の方針は固まってるんでしょうか。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。詳細について固めているというところではございませんけども、やはり地域と立花周辺を訪れていただく方のために、活用できる施設にさせていただくというところは、基本的にあると思います。まだ具体的に固まっているというものではございません。今後、予定としましては7月、8月あたりで募集していきたいということで考えておりますので、その頃にはお示しできるのかなとは思いますが。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、第64号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第64号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。庵原委員長、よろしくお願いいたします。

日程第19. 第65号議案

○議長（松井 和行君） 日程第19、第65号議案、工事請負契約の締結について、新宮東小学校給食室空調設備等改修工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第65号議案、工事請負契約の締結について。下記のとおり、工事請負契約を締結するものでございます。

- 1、契約の目的、新宮東小学校給食室空調設備等改修工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、8,151万円。
- 4、契約の相手方、香椎建設株式会社、代表取締役、城戸崇

吉。５、工期、契約締結の翌日から令和７年８月２６日まで。提案理由といたしまして、新宮東小学校給食室空調設備等改修工事を施工するため、令和７年５月１３日に指名競争入札により工事請負人を定めました。その者と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。１ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、（１）入札結果表、（２）工事概要、２ページをお願いいたします。（３）位置図・配置図を添付しております。ご確認ください。

説明は以上で終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員（７番 大牟田 直人君） はい。確認なんですけど、これ具体的に工事は夏休み期間で行うっていう感じになるんですかね。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。工期のほうは８月の２６日までということになっておりますので、夏休み期間中も活用させていただこうと思っております。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（７番 大牟田 直人君） っていうことを聞いてるんじゃないくて、１学期の給食があつてるときも工事してるんですかね。それとも、給食室が使われてるときは工事をしないで、夏休み期間を中心にやるということなんですかね、どちらですかね。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（７番 大牟田 直人君） っていうのを聞いているのは、給食調理しながら工事ってできるのかなと思って聞いてるんですけど。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） すみません。細かい詳細は、後ほどちょっと報告させていただきます。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） 失礼いたしました。１学期中に設備のほうの準備のほうさせていただいて、それから工事のほうに入っていきたいと思っております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第６５号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１０名、挙手しない者０名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第60号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 第66号議案

○議長（松井 和行君） 日程第20、第66号議案、工事請負契約の締結について、新宮中学校体育館空調機設置等工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第66号議案、工事請負契約の締結について。下記のとおり、工事請負契約を締結するものでございます。

1、契約の目的、新宮中学校体育館空調機設置等工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億3,442万円。4、契約の相手方、株式会社落石建設、代表取締役、落石雄一郎。5、工期、契約締結の日の翌日から令和8年1月9日まで。提案理由といたしまして、新宮中学校体育館空調機設置等工事を施工するため、令和7年5月13日に指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、（1）入札結果表、（2）工事概要、2ページ目に（3）といたしまして、位置図・配置図を添付しております。ご確認ください。

説明は以上で終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 空調機の設置工事で1億3,000万円、機器そのものは、この1億3,000万円のうち、どれぐらいを占めているんでしょう。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） その細かい数字は押さえてないんですけども、工事の概要といたしましては、室内機のほうが16台、すみません、後ほど報告させていただきます。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 簡単な質問をします。この体育館の部分ね。空調の部分、たしか2億ぐらい予算を当初組んでましたよね。結果的には、1億3,500万円ですか。6,500万円ぐらいの違いがあるんですけど、私はあまりこの辺の支払いのことがよく分からないんですけど、全額地方債って書いてありましたよね。一方、たまたまふるさと寄附金の充当額が全部で7億円ぐらいになってたと思うんですよ。この令和7年度かな。だから、ローンで払うのと一発で払うのといろいろあると思うんですけど、東中も含めて一発で払ったほうがいいんじゃない

やないかなという気がするので、ちょっとどういうことかなと思ってちょっと質問しました。

答えられなければ、後日でもいいんですけど。総務課長かな。

○議長（松井 和行君） 政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） はい。こちらについて、起債についてですけども、緊防債という、かなり交付税バックが高いもの、70パーセントというものがございますので、それを活用してこの空調機については起債のほうを行う予定でございます。

以上です。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第66号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第66号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 第67号議案

○議長（松井 和行君） 日程第21、第67号議案、工事請負契約の締結について、新宮東中学校体育館空調機設置工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第67号議案、工事請負契約の締結について。下記のとおり、工事請負契約を締結するものでございます。

1、契約の目的、新宮東中学校体育館空調機設置工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、9,524万9,000円。4、契約の相手方、株式会社落石建設、代表取締役、落石雄一郎。5、工期、契約締結の日の翌日から令和8年1月9日まで。提案理由といたしまして、新宮東中学校体育館空調機設置工事を施工するため、令和7年5月13日に指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、（1）入札結果表、（2）工事概要、2ページ目に（3）としまして位置図・配置図を添付しております。ご確認ください。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第67号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第67号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） すみません。先ほどの新宮中学校の部分で議決いただきましたけども、先ほどの金額ベースで工事の部分の金額なんですが、空調機器のみで5,200万円になっております。新宮中学校につきましては、これ以外にトイレの改修、それからLEDの改修もあわせてやっておりますので、工事等という形で含めてさせてもらっております。空調工事につきましては、先ほど言いましたように機器だけで5,200万円となっております。以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 議決した後ですけど、ちょっと一言だけ言わせてください。

そういうやり方、おかしいんじゃないですか。要するに、空調の設備工事とトイレ等の設備の改修、建設工事を抱き合わせ発注したってことでしょ。違うんですか。含めて1億3,000万円っていうのは。そうすると、そういう説明をせないかんでしょう。我々は、この議案を見たときに、空調設備工事で1億3,000万円かかるんだろうと、この契約案件を見たときには、そう受け止めるんですよね。こういう工事をやりますって、予算で説明を受けたんですかね、僕たち。すみませんね、ちょっと記憶してないんで、仮にですよ、受けとったとしても契約の段階ではやっぱり要するにこういう契約をしますよって説明するときに、きちんと工事概要として、空調設備工事とこれですという説明をすべきじゃないですかね。どこに書いてあると？失礼しました。そうね。失礼しました。いいです。

○議長（松井 和行君） よろしいですね。はい。それでは、続きます。

日程第22. 第68号議案

○議長（松井 和行君） 日程第22、第68号議案、財産の取得について、学校給食用厨房機器購入を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第68号議案、財産の取得について。下記のとおり、財産を取得するものでございます。

1、取得財産、学校給食用厨房機器購入。2、契約の方法、指名競争入札。3、取得金額、1,115万4,000円。4、業者名、株式会社アイホー九州支店、支店長、村田典之。5、納期、契約締結日から令和7年8月22日まで。提案理由といたしまして、学校給食用厨房機器を購入するため、令和7年5月13日に指名競争入札により業者を定めましたが、その者から購入するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、(1)入札結果表、(2)事業の概要を掲載しておりますので、ご確認ください。

説明は以上で終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第68号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第68号議案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 請願第1号

○議長（松井 和行君） 日程第23、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。

庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 請願1号、請願書、新宮町議会、議長、松井和行様。請願者、堀内香。紹介議員、庵原伸一、北崎和博。読むことによって、提案にかえさせていただきます。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため、2026年度政府予算に係る意見書採択の要請について。

請願趣旨・理由。学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。ゆたかな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、そのための教職員定数改善は欠かせません。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的

措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を行われることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2026年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、国の関係機関への働きかけをお願いいたします。記、1、ゆたかな子どもの学びを保障する条件整備（例えば30人以下学級の実施など）を行うために、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元すること。以上、提案といたします。どうかよろしくご議決くださいますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、請願第1号は文教生活常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、請願第1号は文教生活常任委員会に付託いたします。横大路委員長、よろしくお願いいたします。

日程第24．報告第7号

○議長（松井 和行君） 日程第24、報告第7号、令和6年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（石丸 洋君） 報告第7号、令和6年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明いたします。

地方公営企業法施行令、第19条の規定に基づき、令和6年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。1ページをお願いします。令和6年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の1款1項、事業名、新宮地区水道管布設替に伴う舗装本復旧工事は、新宮地区内の水道管布設替工事の遅れによるもので、1,730万円を翌年度、繰越額として計上しております。財源内訳としましては、全額、損益勘定留保資金を充てております。次に、人丸配水池系下府地区

配水管布設替工事につきましては、着手に必要な事前調査に時間を要したもので、3,630万円を繰越額として計上しております。財源内訳としましては、企業債を3,600万円と損益勘定留保資金30万円を充てております。次に、原上地区配水管布設替工事（第1工区）は、下水道管渠築造工事の遅れによるもので、1,910万円を翌年度、繰越額として計上しております。財源内訳としましては、損益勘定留保資金1,855万2,000円と他会計負担金54万8,000円を充てております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第25. 報告第8号

○議長（松井 和行君） 日程第25、報告第8号、令和6年度新宮町公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（石丸 洋君） 報告第8号、令和6年度新宮町公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを説明いたします。

地方公営企業法施行令、第18条の2第1項の規定に基づき、令和6年度新宮町公共下水道事業会計継続費繰越計算書を調製しましたので、議会に報告するものでございます。1ページをお願いします。令和6年度新宮町公共下水道事業会計継続費繰越計算書の1款1項、事業名、処理場建設改良事業は、資材の調達に時間を要することによるもので、汚泥脱水機増設、総額3億5,400万円のうち、汚泥処理設備費工事3,100万円、電気設備4,000万円、計7,100万円を翌年度、繰越額として計上しております。財源内訳としましては、国庫補助金3,905万円、企業債3,190万円、損益勘定留保資金5万円を充てております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第26. 報告第9号

○議長（松井 和行君） 日程第26、報告第9号、令和6年度新宮町公共下水道事業会計予算

繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（石丸 洋君） 報告第9号、令和6年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを説明いたします。

地方公営企業法施行令、第19条の規定に基づき、令和6年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものでございます。1ページをお願いします。令和6年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の1款1項、事業名、原上地区下水道管渠築造工事（第3工区）は、工事区間において多数の埋設物があったことから、各関係機関との協議に時間を要したことにより、3,037万7,000円を繰り越すもので、財源内訳としましては、国庫補助金1,288万3,000円、企業債1,590万円、損益勘定留保資金159万円です。次に、原上地区下水道管渠築造工事（第4工区）は、第3工区同様において多数の埋設物があったことから、関係機関との協議に時間を要したことにより、5,136万円を繰り越すもので、財源内訳としましては、国庫補助金2,068万円、企業債2,810万円、損益勘定留保資金258万円です。次に、上府排水区雨水渠築造工事（第6工区）は、福岡県が施工の国道495号歩道設置工事との調整に時間を要したことにより、2,265万5,000円を繰り越すもので、財源内訳としましては、企業債2,260万円、損益勘定留保資金5万5,000円です。次に、新宮ポンプ場耐震診断業務委託は、令和6年度国庫補助の補正について予算がつき、事業計画を再検討するのに時間を要したことにより、2,500万円を繰り越すもので、国庫補助金1,100万円、損益勘定留保資金1,400万円です。次に、新宮中央浄化センター膜交換工事は、膜は特殊なものであり、1社しか製造しておらず、令和6年度内の納入が困難であることから、1,726万円を繰り越すもので、財源内訳としまして、国庫補助金863万円、企業債860万円、損益勘定留保資金3万円です。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第27．報告第10号

○議長（松井 和行君） 日程第27、報告第10号、令和6年度新宮町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（石丸 洋君） 報告第10号、令和6年度新宮町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを説明いたします。

地方公営企業法施行令、第19条の規定に基づき、令和6年度新宮町簡易水道事業会計予算繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。1ページをお願いします。令和6年度新宮町簡易水道事業会計予算繰越計算書の1款1項、事業名、相島循環線配水管布設替工事は、福岡県が施工する相島地区急傾斜対策事業の遅れによるもので、119万円を翌年度、繰越額として計上しております。財源内訳としましては、県負担金68万7,000円、損益勘定留保資金50万3,000円を充てております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第28. 報告第11号

○議長（松井 和行君） 日程第28、報告第11号、令和6年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 報告第11号、令和6年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について説明いたします。

地方自治法施行令、第145条第1項の規定により、令和6年度新宮町一般会計継続費繰越計算書を調製しましたので、議会に報告するものでございます。1ページをお願いいたします。8款4項都市計画費、スマートIC設置検討調査委託料につきましては、継続費の総額は759万円で、令和6年度継続費、予算現額300万円のうち300万円を令和7年度に逓次繰越するもので、その財源内訳は繰越金でございます。10款6項社会教育費、そぴあしんぐう空調設備更新工事につきましては、継続費の総額は3,410万円で、令和6年度継続費予算現額1,364万円のうち1,364万円を令和7年度に逓次繰越するもので、その財源内訳は繰越金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第 2 9. 報告第 1 2 号

○議長（松井 和行君） 日程第 2 9、報告第 1 2 号、令和 6 年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 報告第 1 2 号、令和 6 年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明いたします。

地方自治法施行令、第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 6 年度新宮町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。1 ページをお願いいたします。1 0 事業につきまして、総額 4 億 6, 8 1 4 万 8, 0 0 0 円を令和 7 年度に繰り越すものでございます。その財源内訳につきましては、既収入特定財源といたしまして、その他 1 億 1, 5 3 8 万 4, 0 0 0 円、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金 1 億 9, 0 2 6 万円、地方債 1 億 3, 3 7 0 万円で、一般財源は 2, 8 8 0 万 4, 0 0 0 円となっております。説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第 3 0. 報告第 1 3 号

○議長（松井 和行君） 日程第 3 0、報告第 1 3 号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 報告第 1 3 号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第 2 条の規定により、新宮町議会の議決に該当しない契約について報告をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。令和 7 年 2 月から令和 7 年 4 月までの報告になります。最初に、予定価格が 1 3 0 万円以上の工事または製造の請負契約としまして、一般会計が 7 件、特

別会計が1件ございます。2ページ目をお願いいたします。次は、予定価格が50万円以上の委託契約になります。一般会計が124件ございます。飛びまして、11ページをお願いいたします。特別会計については3件となっております。続きまして、12ページをお願いいたします。今度は事業会計についての報告になります。予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約につきましては、1件、予定価格が50万円以上の委託契約につきましては、11件ございます。なお、参考資料といたしまして、入札結果表を添付しておりますので、ご確認ください。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第31. 報告第14号

○議長（松井 和行君） 日程第31、報告第14号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。質問があれば、監査委員にお尋ねください。

横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。吉田監査委員さんにお尋ねをさせていただきます。

これまで、監査委員さんからは多くの貴重なご意見をいただきました。今回、退任されるということで、特に私ども議会の前で残しておきたいとお考えになる監査意見がありましたら、ぜひお聞かせいただきたいというふうに思っております。いかがでしょう。

○議長（松井 和行君） 吉田監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） はい。お答えします。今、横大路議員さんから身に余る言葉をいただきましてありがとうございます。

12年間監査委員として、監査業務に従事してきたわけではありますが、残したい意見っていうよりは、この12年間きちんとやってくれたということに対して、皆さん方にお礼を申し上げたいと思います。12年前に監査委員に就任したときに、私、公平公正、また中立性を旨として監査業務に当たってまいりました。時には執行部に対して、時には厳しいことも言いましたけど、きちんと私と議選の監査委員が意見として述べたことに関しまして、すぐに対応していただいております。本当に執行部の皆さん方に対しても、お礼を申し上げたいと思います。その前に、逆に事務局の皆さん方が、私と議選の監査委員、しっかりサポートしていただきました。そのおかげできちんとした意見書も議会に提出することができております。本当に事務局の皆さんは、議会の本来の業務の傍らではありますが、しっかり監査委員をサポートして

いただきました。本当にこれは感謝するしかないと思います。議会の皆さん方も我々が意見書として提出した分をきちんと目を通していただきまして、議会で疑問があれば質問、意見等もいただいております。それによりまして、次回の監査業務に活かせていております。12年間という、ちょっと長いような短いような、ちょっとあつという間に過ぎたような感じがありますが、とにかく皆さん、またおかげで10年間、全うすることができました。これは本当に感謝する次第であります。今後、監査意見としましては、私の後任は逆に役場のOBの方です。私より非常に役場の内情も詳しいと思います。私、自分で言うのもおかしいんですけど、表面上しか私、深く携わる、指摘とかいろいろ意見とか言うことはできませんでしたけど、今度は多分もっともっと良くなるんじゃないかと思っております。12年間の言葉としてちょっと足りないかもしれませんが、今後、私、1町民として新宮町を側面から応援していきたいと思っております。お礼の言葉としまして、12年間ありがとうございました。

○議長（松井 和行君） 長いこと、ご苦労さまでした。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 以上で報告を終わります。

○議長（松井 和行君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。これをもちまして本日の日程を終了し、散会いたします。お疲れさまでした。

午後12時20分散会
